

# 令和5年度中間市物価高騰緊急支援給付金(均等割のみ課税世帯)申請書(請求書)

中間市  
受付印

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の居住市区町村)

中間市長 福田 浩

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約及び同意の上、申請及び請求をします。

## 1. 申請・請求者 ※世帯主の方を記入してください。

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ( )

## 2. 申請・請求者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記入してください。

○「令和5年1月1日時点の住所」欄が「市外」に該当する(☑)方は、**令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税課税証明書又は令和5年度住民税非課税証明書の写し**を提出してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員分の写しを提出してください)。  
○住民税課税証明書又は住民税非課税証明書の写しの提出がない場合は、給付金を受給することができません。

	(フリガナ) 氏名	申請・請求者との 続柄	性別	生年月日	令和5年1月1日時点の 住所	「市外」の場合には 令和5年1月1日時点の 住所を記入	令和5年度 市町村民税所得割 課税状況
	□現住所と同一 又は市内の別住所 □市外				□課税されている □課税されていない □未申告		
1	(申請・請求者)	本人			□現住所と同一 又は市内の別住所 □市外		□課税されている □課税されていない □未申告
2				月 年 日	□現住所と同一 又は市内の別住所 □市外		□課税されている □課税されていない □未申告
3				月 年 日	□現住所と同一 又は市内の別住所 □市外		□課税されている □課税されていない □未申告
4				月 年 日	□現住所と同一 又は市内の別住所 □市外		□課税されている □課税されていない □未申告
5				月 年 日	□現住所と同一 又は市内の別住所 □市外		□課税されている □課税されていない □未申告

## 3. 振込先(原則として、1. 申請・請求者の口座とします。また、長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を提出してください。

【振込先記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入してください。)	口座名義(カナ) (申請・請求者の名義に限ります。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄 に記入してください。)	通帳番号 (右詰めで記入してください。)	口座名義(カナ) (申請・請求者の名義に限ります。)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記入された記号及び番号を記入してください。	※		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、中間市役所緊急支援給付金担当(093-246-6270)にお問い合わせください。

裏面も必ず確認してください。

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約及び同意事項について確認し、誓約及び同意をします。

- 令和5年度中間市物価高騰緊急支援給付金(均等割のみ課税世帯)(以下「給付金」という。)について、住民税均等割のみ課税世帯に係る次の支給要件を全て満たします。
- ① ア 世帯に属する者全員が、令和5年度分の市町村民税所得割が課されていません。  
イ 世帯に属する者全員が、令和5年度分の市町村民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けていません。  
※扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等家族に確認してください。
  - ② 世帯の中に、市町村民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
  - ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、中間市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに異議を申し立てません。
  - ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
  - ⑤ 本申請書(請求書)は、中間市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
  - ⑥ 中間市が支給決定をした後、本申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月28日までに、中間市が申請・請求者に連絡及び確認ができない場合に、給付金が支給されないことに異議を申し立てません。
  - ⑦ 給付金の支給後、本申請書(請求書)の記入事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に令和5年度の住民税非課税世帯に対する3万円・7万円の給付の対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。また、低所得者支援のための均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付の対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。これらの世帯に該当する場合で給付金の支給を受けたときは、給付金を返還します。

**提出書類**

- 『令和5年度中間市物価高騰緊急支援給付金(均等割のみ課税世帯)申請書(請求書)』(本書)  
※ 必要事項を記入してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を用意してください。
- 『振込先が確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を用意してください。
- 『令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税課税証明書又は住民税非課税証明書の写し(コピー)』  
※ 「令和5年1月1日時点の住所」欄が「市外」に該当する方全員の分を用意してください。
- 『委任状』  
※ 代理人(法定代理人を除く。)が申請及び請求をする場合は必要となります。  
※ 代理人(法定代理人を除く。)の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)も併せて用意してください。
- 『登記事項証明書等法定代理人と分かる書類』  
※ 法定代理人が申請及び請求をする場合は、登記事項証明書等法定代理人と分かる書類を提出してください。なお、発行から3か月以内のものに限ります。  
※ 法定代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)も併せて用意してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや以下の欄の署名漏れ、提出書類の不備はありませんか。チェック漏れや署名漏れ、提出書類の不備がある場合、給付金を受給することができません。

上記誓約・同意事項について確認の上、誓約し、同意します。

年 月 日 申請・請求者氏名